

「大阪市」に「暴風警報」や「特別警報」等の発令時における研修の実施について

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、当日開催予定の研修等を中止する。

午前7時を過ぎて研修等開始時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、当日開催予定の研修等を中止する。

研修開始後、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合は、速やかに研修等を中止する。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 大阪市のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、大阪市災害対策本部長である市長より全市に「臨時休業措置」等の指示があった場合は、研修等の措置について別途、大阪市教育センターWEBページに掲載するとともに、SKIP メールにて連絡する。